

申し込みのときに必要な書類

◎証明書書類等、令和7年度分が発行できない期間は令和6年度、令和5年度と読み替えてください。

■共通に必要な書類

- 信用保証委託申込書【保証協会・金融機関に提出】 2部
- 信用保証依頼書<写> 1部
- 確定申告書<写>（青色申告決算書等を含め申告済みのものを直近2か年度分） 各1部
- 申込者の印鑑登録証明書【保証協会・金融機関に提出】※ 2部
※初めて申し込む場合または前回から変更がある場合のみ必要
- 申込者及び保証人の個人情報の取扱いに関する同意書（保証協会・金融機関に提出） 各1部

■個人企業

- 市県民税（所得割）の納税証明書（令和7年度、令和6年度分） 各1部

■法人企業

- 法人商業登記簿謄本又は全部事項証明書※ 1部
※初めて申し込む場合または前回から変更がある場合のみ必要
- 決算書<写>（令和7年度・令和6年度分） 各1部
- 最近の試算表 1部
- 連帯保証人の印鑑登録証明書（代表者）（保証協会・金融機関に提出）※ 2部
※初めて申し込む場合または前回から変更がある場合のみ必要
- 法人市民税の納税証明書（令和7年度、令和6年度分） 各1部

■その他の書類

- 設備資金借入の場合は、設備等の見積書 1部
- 営業許可・登録を必要とする業種は、営業許可書・免許書等<写> 1部
- 近代化資金の場合は、任意の書式で近代化資金計画書 1部

連帯保証人について

- 連帯保証人については、信用保証協会の定めるところによります。（原則、第三者の連帯保証人は不要です。ただし、法人の場合は代表者の連帯保証が必要です。）

その他融資のご相談は

日本政策金融公庫神戸東支店 TEL078-854-2900
兵庫県阪神南県民センター TEL06-6481-7641

兵庫県信用保証協会

阪神事務所 保証相談二課 〒660-0881 尼崎市昭和通3丁目9-6 尼崎商工会議所会館3F
TEL06-6411-4147 FAX06-6411-4144

- 信用保証協会は、信用保証協会法に基づいて設立された法人です。
- 中小企業者が金融機関から貸付や手形の割引等を受ける場合に、その債務を保証することにより、中小企業者の信用力を補完し、金融の円滑化を図ることをその主な事業目的としています。

信用保証料

- 信用保証協会の保証によって融資を受けた場合は、保証利用の対価として信用保証料をお支払いいただきます。
- 保証料率
中小企業者の経営状況に応じた9段階の保証料率に、定性評価（中小企業会計・会計参与、有担保）を加味し保証料率を決定します。なお、流動資産担保融資保証、特別小口保証、経営安定関連保証、災害関係保証等特別保証を利用した保証等については保証料率が異なります。

令和8年度
芦屋市

中小企業融資のご案内



この制度に関するお問い合わせは

芦屋市市民生活部環境・経済室

地域経済振興課へ

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号
市役所本庁舎 北館3階
TEL 0797-38-2033
FAX 0797-38-2176

芦屋市中小企業融資制度一覧表

令和8年4月1日現在 貸付利率については変動することがありますので、おたずねください。

資金の種類	貸付限度額	貸付利率	貸付期間	返済方法	取扱金融機関
運転資金	1,300万円	年利 2.15%	60か月以内	・原則として分割払い。ただし、金融機関と協議の上、融資期間12月以内の場合は一時払いできる。	三井住友銀行 芦屋支店・芦屋駅前支店 池田泉州銀行 芦屋支店・夙川支店 但馬銀行 甲南支店・芦屋北支店 関西みらい銀行 芦屋支店 みなと銀行 芦屋駅前支店 尼崎信用金庫 芦屋支店・ 阪神芦屋支店・打出支店 日新信用金庫 西宮今津支店 魚崎支店・本山支店 中兵庫信用金庫 東灘支店
設備資金	1,500万円		96か月以内	・分割払い。 ・事情により6か月以内の据置	
小規模事業	1,250万円	年利 2.05%	60か月以内	・分割払い	
小規模事業小額資金	300万円			年利 1.85%	
近代化資金	1,700万円	年利 2.05%	120か月以内	・分割払い ・事情により1年以内の据置可	

※記載の金融機関で融資を実行しますが、ご相談の窓口を設けていない場合がございます。事前に各金融機関へお問い合わせください。

申込資格

- 芦屋市内で6か月（近代化資金は1年）以上継続して同一の事業を営み、市税を完納している中小企業者
- 小規模事業資金・同小額資金については、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業（宿泊業、旅行業、娯楽業を除く）を営む方は5人）以下の法人又は個人事業者であること
- 兵庫県信用保証協会の保証を受けることができる中小企業者
 - ・保証協会の保証対象業種に該当すること
 - ・保証協会の代位弁済を受け、その残高がないこと

近代化資金についての要件は、別にご確認ください

信用保証料の市負担

小規模事業小額資金を利用される場合、信用保証料を市で負担します。

保証の対象とならない主な業種

農業・林業・漁業
 金融・保険業
 風俗関連営業等
 宗教・政治・経済・文化団体
 その他保証対象として支援するのが難しいと判断した業種・業態

☆詳細については、兵庫県信用保証協会にお問い合わせください。

手続きの流れ

